

那 霸 市 公 報

号外第 6 8 7 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

監 査 委 員 公 表

平成 19 年度定期監査 (後期) の結果について (公表) 1295

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 6 号

平成 2 0 年 3 月 2 6 日

那 霸 市 監 査 委 員 長 嶺 紀 雄

同 宮 里 善 博

同 洲 鎌 忠

同 知 念 博

平成 19 年度定期監査 (後期) の結果について (公表)

地方自治法第 199 第 4 項の規定に基づき、経済観光部、市民文化部、出納室、上下水道局、市立病院、及び監査委員事務局の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 **経済観光部**
商工振興課、労働農水課、観光課
市民文化部
市民協働推進課、市民課（旧国民年金課含む）、文化振興課、
歴史博物館
出納室
上下水道局
総務課、企画経営課、財政課、料金課、契約検査課、管理課、
配水課、工務課、下水道課、給排水設備課
市立病院
管理課、医事課、財務課、企画課
監査委員事務局
- 第 2 監査の期間 平成 19 年 12 月 3 日から平成 20 年 2 月 21 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は平成 19 年度（平成 19 年 11 月 30 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況ならびに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適性かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

経済観光部

商工振興課

1 職員の配置状況

商工振興課の職員配置状況は、課長 1 人、室長 1 人、副参事 2 人、担当副参事 1 人、主幹 1 人、主査 6 人、主任主事 3 人、計 15 人である。その他、非常勤職員 3 人である。

2 主な所掌事務

商工振興課は、産業振興基本構想の策定、商工業の指導育成、中小企業の振興、経済動向の調査・統計及び分析、流通対策、商業適正配置、経済団体との連絡調整、特産品及び伝統工芸の指導育成、那覇市伝統工芸館、那覇市ぶんかテンプス館、小口融資、産業立地及び企業誘致、IT 創造館、中心商店街の活性化その他の商業振興及び路上喫煙防止に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 諸収入について

諸収入は、小口金融融資貸付金元利収入(1億283万6,793円)、地域総合整備資金貸付元金収入(4,175万2,000円)及び雑入(27万5,900円)である。

(2) 負担金・補助及び交付金について

負担金の支出は、伝統工芸館ふれあい広場負担金(95万円)、沖縄地域産業立地推進協議会負担金(10万円)、沖縄県貿易協会負担金(5万円)及び伝統的工芸品産業振興協会賛助会費(5万円)等である。

補助金の支出は、国際通りトランジットマイル助成金(200万円)、産地組合補助金(那覇伝統織物事業協同組合他3団体)(170万4,000円)、企業立地促進奨励助成金(コンピュータマインド(株)他1社)(162万8,808円)及び一万人エイサー踊り隊助成金(155万2,000円)等である。

(3) 資金前渡、概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、小口融資の貸付け原資である。

概算払いによる支出は、国際通りトランジットマイル事業助成金、一万人エイサー踊り隊助成金、産地組合補助(那覇伝統織物事業協同組合他3団体)、商店街活性化助成事業補助金(2団体)及び第10回沖縄情報通信産業振興に関する説明会出席旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、那覇市ぶんかテンプス館管理(5,000万円)、那覇市IT創造館管理(2,222万円)、那覇市伝統工芸館管理(1,083万2,000円)、那覇市中心市街地活性化基本計画策定支援業務(399万円)及び那覇市中心商店街にぎわい広場警備業務(271万9,500円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、那覇市土地開発公社保有土地賃貸借(126万7,906円)、複写機賃貸借料(40万3,200円)、第31回沖縄の産業まつり市町村コーナー出展料(14万円)、賑わい広場複写機賃貸借個別契約他1件(10万9,070円)及びタクシー使用料他2件(40万3,195円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、公設市場2,108.00㎡、IT創造館2,080.48㎡、文化活動支援施設868.60㎡及び伝統工芸館501.36㎡である。

建物は、産業育成施設3,422.27㎡(占有1,470.62㎡、貸付1,951.65㎡)、文化活動支援施設3,066.21㎡(占有2,828.46㎡、貸付237.75㎡)、伝統工芸館1,356.06㎡、実演・体験施設253.20㎡及び商業者支援施設177.80㎡である。

(2) 有価証券について

有価証券は、株式会社沖縄産業振興センター5,000万円である。

(3) 出資による権利について

出資による権利は、沖縄県信用保証協会 5 億 6,763 万 5,000 円、財団法人雇用開発推進機構 1,500 万円及び沖縄県物産公社 500 万円である。

(4) 債権について

債権は、那覇市小口資金融資貸付金 2 億 3,476 万 1,000 円である。

(5) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 1 月 16 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

小口融資貸付金元利収入について(留意事項)

小口融資貸付金元利収入が予算現額 8,116 万 7,000 円に対し、収入済額が 1 億 283 万 6,793 円で予算現額よりも 2,166 万 9,793 円増額収入されている。

平成 19 年度 2 月補正予算で増額補正を予定しているとのことであるが、平成 19 年 4 月時点で全額収入していることから、予算の効率的・効果的な執行の観点から補正予算時期の見直しに留意されたい。

労働農水課

1 職員の配置状況

労働農水課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 3 人、主査 6 人、主任主事 5 人の計 15 人である。その他、非常勤職員 7 人である。

2 主な所掌事務

労働農水課は、労働及び雇用、優秀技術者の表彰、職業訓練、消費者の啓発及び消費者団体の指導育成、計量器の調査及び計量思想普及、家庭における省資源運動、農林水産業の振興、畜産、農漁業生産基盤の整備及び沿岸漁場の整備、水産施設の管理、農業委員会、公設市場の基本政策及び管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、公設市場使用料(現年度分 3,543 万 4,714 円)公設市場光熱水費実費徴収金(現年度分 718 万 1,458 円)である。

(2) 負担金・補助金及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県農業会議(17 万 1,000 円)、南部地区農業用廃プラ適正処理対策協議会(92 万 6,000 円)、琉球水難救済会(75 万円)、海上保安協会(52 万 2,820 円)、沖縄県漁港漁場協会(48 万 9,000 円)等への団体負担金である。

補助金の支出は、那覇市若年者雇用安定化推進事業(120 万円)、漁船科学

装備補助 (126 万 6,427 円) 等である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、高校生就職支援講座障害保険 (7,794 円) 全国農業委員会会長大会出席負担金 (8,500 円) 消費生活相談員研修専門・事例講座出席旅費航空賃のみ (4 万 9,400 円) 等である。

概算払による支払いは、消費生活相談員研修専門・事例講座出席に伴う費用弁償 (1 万 7,740 円) 等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、なはし就職なんでも相談センター委託 (385 万 8,750 円) 外国人漁業研修生受入事業 (2,278 万 6,548 円) 公設市場の電気・機械設備保守管理業務委託 (1,750 万 1,400 円) 公設市場の警備保安業務委託 (879 万 9,000 円) 公設市場の冷房設備保守管理業務委託 (178 万 5,000 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料は、なはし就職なんでも相談センター用パソコン一式賃貸借契約 (4 万 4,976 円) 牧志公設市場衣料・雑貨敷地賃貸借契約 (2,392 万 1,712 円) 等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、第一牧志公設市場エスカレーター補修 (123 万 4,748 円) 第一牧志公設市場空調機修理その他工事 (437 万 3,656 円) 等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、第一牧志公設市場 (占有 1,801.53 m²) 安謝小船溜場施設用地 (占有 3,194.37 m²、貸付 2,027.97 m²) 壺川漁港換地用地 (貸付 502.25 m²) 市民農園 (占有 618.79 m²、貸付 585.00 m²) である。

建物は、泊船揚場倉庫 2 棟 (占有 29.70 m²) 牧志公設市場雑貨部 (占有 600.24 m²、貸付 113.15 m²) 牧志公設市場衣料部 (占有 882.31 m²、貸付 279.73 m²) 第一牧志公設市場 (占有 2,770.25 m²、貸付 1,091.27 m²) 宇栄原公設市場 (占有 130.10 m²、貸付 327.40 m²) 等である。

(2) 出資による権利について

出資による権利は、沖縄県漁業信用基金協会出資金 (4,1800 万円) 沖縄県農業信用基金協会出資金 (3,660 万円) である。

これらについて公有財産台帳の副本及び関係附属図面等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 1 月 15 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

未収金徴収について (努力事項)

公設市場使用料及び公設市場光熱水費実費（現年度分 4,261 万 6,172 円、滞納繰越分 2,570 万 9,673 円）が未収金となっている。

平成 15 年度定期監査（後期）において、「年度が経過するにしたがって、徴収が困難になるので早期収納に努めてもらいたい。」と指摘している。

平成 17 年度に滞納整理事務強化策として職員 1 人を暫定配置し、平成 19 年度には滞納者に対する債権回収を民間委託して業務の強化を図って収入率の向上に繋がったことは評価できる。

本市の厳しい財政状況下にあつて、歳入増対策、収入率向上になお一層努力されたい。

観光課

1 職員の配置状況

観光課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人（過員配置。プロ野球キャンプ誘致担当主幹）、主査 3 人（その内、1 名は観光協会へ派遣）、主任主事 2 人、主事 2 人の計 10 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

観光課は、観光コンベンション振興計画推進業務、観光振興地域制度業務、那覇ハーリー・那覇まつり・琉球王朝祭り首里・首里城祭・N A H A マラソン・観光写真展・観光宣伝印刷物（那覇の旅・マップ・ポスター）制作・クルーズ船歓迎業務・F C（フィルムコミッション）事業・台風時那覇空港対策（民泊支援含む）・プロ野球キャンプ誘致等の事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、首里城祭への負担金（60 万円）、沖縄観光コンベンションビューローへの賛助会費（65 万円）、那覇市観光協会の年会費（42 万円）、クルーズ促進事業負担金（71 万 3,000 円）等である。

補助金の支出は、観光協会運営補助金（3,402 万 6,000 円）、観光協会事業補助金（3,418 万 9,000 円）、那覇爬龍船振興会補助金（804 万 5,000 円）、那覇大綱挽保存会補助金（1,474 万 4,000 円）、首里文化祭実行委員会補助金（357 万 5,000 円）等である。

（2）資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、九州観光都市連盟理事会・総会への出席負担金（5,000 円）、九州観光都市連盟研修会への出席負担金（5,000 円）、九州観光都市連盟への負担金（9 万 3,000 円）、観光功労者審査委員への報酬（4 万 5,500 円）である。

概算払による支払いは、九州観光都市連盟理事会・総会への出席旅費（4 万 7,520 円）、九州観光都市連盟研修会への出席旅費（5 万 4,220 円）、なお、「（1）負担金、補助金及び交付金について」中、各補助金は概算払で支払われており、未精算である。

これらについて審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむ

ね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、屋宜第 2 ビル機械警備委託 (42 万 8,400 円) 昇降機保守業務委託 (37 万 8,000 円) 自家用電気工作物保安業務委託 (14 万 4,900 円) 冷房機保守業務委託 (26 万 8,800 円) ごみ処理費 (4 万 8,000 円) 「那覇市の観光統計・観光客の声」平成 18 年版作成 (52 万 5,000 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料の契約はコピー機使用料 外 2 件 (40 万 400 円) 賃借料の契約は、屋宜第 2 ビル賃貸借 (882 万円) 複写機の賃貸借 外 2 件 (51 万 4,746 円) である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、観光案内図板補修 (11 万 2,770 円) である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 1 月 11 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

補助金の適切な執行と補助金要綱の整備について (注意事項)

サバニ帆漕レース事業 (補助事業者: サバニ帆漕レース実行委員会) は座間味村古座間ビーチから那覇港防波堤沖までを帆かけサバニで競漕するレースで、平成 19 年 6 月 23 日船体検査等・前夜祭、翌 24 日レース・表彰式を実施した。

ところが、補助事業者は事業の実施準備等に時間が費やされたため、本来、事業実施前に行うべき補助金申請等の手続きが遅れ、事業終了後、約 3 ヶ月後の 9 月 27 日に那覇市長あて那覇市観光振興事業補助金交付申請書を提出した。

那覇市長は、補助金申請から約 2 ヶ月半後の 12 月 13 日に那覇市観光振興事業補助金 (23 万 2,000 円) を交付決定している。補助金の交付に当たっては、那覇市補助金等交付規則第 5 条 (補助金等の交付の決定) に基づき、速やかに交付決定すべきである。

また、事業が終了した後に補助事業者から概算交付申請書を受理しているのは不適切であるので、補助金交付要綱を整備されたい。

市民文化部

市民協働推進課

1 職員の配置状況

市民協働推進課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主査 7 人、主任主

事 3 人、主事 4 人の計 16 人である。その他臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

市民協働推進課は、交通安全に関すること、防犯に関すること、暴力団対策に関すること、市民相談に関すること、陳情及び要望に関すること、公聴業務に関すること、人権擁護委員に関すること、行政相談員に関すること、コミュニティ振興に関すること、自治会活動支援に関すること、NPO 活動支援に関することの事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金及び交付金について

補助金の支出済額は、市民憲章推進協議会運営補助(333万円)、自治会集会所賃借料補助(648万8,100円)、保安灯設置事業補助(108万6,750円)、那覇地区防犯協会補助(171万4,187円)、協働のまちづくり事業(253万9,200円)、スクールゾーン委員会交通安全対策事業補助(231万400円)等である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡の支出は、防災管理者資格取得者講習会負担金(4,200円)である。

概算払の支出は、自治公民館建設及び改修事業補助(89万7,000円)、自治会集会所賃借料補助金(204万2,700円)等である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市連絡事務委託契約(4,283万7,600円)、NPO活動支援センター管理運営事業(1,429万5,000円)、旧上下水道局庁舎改築工事(監理)委託業務(128万1,000円)、真和志庁舎警備保安業務(778万500円)、真和志庁舎清掃業務(399万円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料は、複写機(72万1,350円)等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、ターボ冷房機修理等(51万9,135円)の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

宅地(占有1913.05㎡)、事務所(占有5509.01㎡)、市民活動支援施設(占有179.53㎡)、自治会館9棟について、公有財産台帳の副本及び関係付属図面等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月15日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

市民課

1 職員の配置状況

市民課の職員配置状況は、副部長兼課長 1 人、副参事 3 人、支所長 3 人、主幹 2 人、主査 16 人、主任主事 68 人 (1 人減員配置)、主事 18 人 (1 人過員配置) の計 111 人である。その他、非常勤職員 27 人、臨時職員 13 人である。

2 主な所掌事務

市民課は、戸籍法・住民基本台帳法及び外国人登録法、身分その他諸証明、住民実態、身元照会及び犯罪人名簿、自動車臨時運行許可、市民統計、埋火葬の許可、児童手当法に基づく児童手当の受付、国民健康保険の資格得喪、被保険者証の交付、印鑑登録、ISO9001 の推進、新都心市民サービスセンターにおける税証明、国民年金・福祉年金、特別障害給付金及び支所に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会 (15 万 9,100 円)、社団法人日本国民年金協会 (1 万 3,000 円)、沖縄県外国人登録事務協議会 (7,600 円) 等の団体負担金および出席負担金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、那覇地方法務局直轄管内戸籍住民基本台帳事務協議会、沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会、沖縄県外国人登録事務協議会、全国都市国民年金協議会、九州都市国民年金協議会等の負担金である。

概算払の支出は、福岡法務局ブロック管内市区町村戸籍事務従事職員上級者研修、沖縄県外国人登録事務協議会等の出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、オンライン入力労働者派遣業務 (2,596 万 6,080 円)、住基ネット業務代行 (315 万円)、首里支所警備業務 (296 万 1,000 円)、小禄支所警備業務 (296 万 1,000 円)、戸籍システムプログラム保守 (279 万 900 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、行政ファクシミリ (467 万 3,340 円)、自動交付機 (399 万 2,940 円)、証明発行端末機一式 (サービスセンター) (322 万 8,120 円)、ICカード発行機 (三支所) (195 万 4,260 円)、戸籍システム機器 (188 万 4,576 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、首里支所消防設備等改修工事 (93 万 3,450 円)、真和志支所窓口カウンター工事外 8 件 (109 万 2,520 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認

めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、首里支所(支所用地)(720.67 m²)、小禄支所(支所用地)(1,987.59 m²)である。

建物は、真和志庁舎(地下1階会議室)(287.86 m²)、首里支所(支所庁舎)(666.97 m²)、小禄支所(支所庁舎)(666.79 m²)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、本庁は平成20年1月15日、真和志支所・小禄支所は平成20年1月22日、首里支所は平成20年1月23日に、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、「6指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 支出負担行為について(注意事項)

小禄支所フェンス設置工事(68万円)は、平成19年11月12日に契約したが、工事完了後に支出負担行為がなされていないことがわかり同年12月7日に書類を契約日の11月12日に遡って処理している。

支出負担行為として整理する時期については、那覇市予算決算規則第23条(支出負担行為の整理区分及び事前合議)に基づき、その時期を失することのないように注意されたい。

(2) 備品管理について(留意事項)

使用していないノートパソコンや会議用机、椅子及び使用不能になっている机等が市民課及び小禄支所にある。那覇市物品会計規則には、廃棄処分及び物品の効率的な使用のための管理換え等について定められている。このことから、市民課長は全体の統括として物品管理の処理体制を整え、不用品の良好な状態のうちに、全庁掲示板に設置されている「余剰物品」コーナーに遊休備品を登録する等、早急に同規則に基づく適正な事務処理に努められたい。

文化振興課

1 職員の配置状況

文化振興課の職員の配置状況は、課長1人、主査4人、主任技師3人、主任主事3人の計11人である。その他、非常勤職員6人である。

2 主な所掌事務

文化振興課は、文化行政の総合的施策の策定及び総合調整に関する事、文化事業の開発及び推進に関する事、市民会館及びパレット市民劇場の自主文化事業の企画推進に関する事、市民会館の施設の運営管理に関する事、パレット市民劇場の施設の運営管理に関する事、市民ギャラリーに関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県南部連合文化協会市負担金(10万4,760円)、全国公立文化施設協議会会費(2万円)、九州公立文化施設協議会(8,000円)、沖縄県公立文化施設協議会(1万円)、パレットくもじ管理費(1万2,000円)、首里城復元期成会負担金(5,000円)である。

補助金の支出は、文化協会助成事業(150万円)である。

(2) 資金前渡の取扱いについて

資金前渡による支払いは、過誤納還付金(使用取りやめに伴う還付金)(20万1,180円)負担金として、九州公立文化施設協議会(8,000円)・全国公立文化施設協議会(2万円)・沖縄県公立文化施設協議会(1万円)、報償費として、なは市民芸術展入賞者への賞金(25万円)、お役所らいぶ報償費(30万円)、負担金として、首里城復元期成会の理事会費(5,000円)である。

これらについて審査した結果、「6指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、ふれあいジャズフェスティバル2007公演委託(200万円)、那覇平和芸術祭「那覇センセーション」公演委託(99万9,600円)、なは市民芸術展実施委託(66万円)、パレット市民劇場運営管理費として、舞台技術業務(2,016万円)・舞台装置保守点検業務(259万2,450円)、市民会館運営管理費として、舞台装置保守点検業務委託(189万円)・変電室技術管理業務委託(756万円)・清掃業務委託(1,172万8,500円)・警備業務委託(493万2,900円)・舞台技術業務委託(3,580万5,000円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料は、パレットくもじビル賃貸料及び共同管理費(2,819万7,553円)、パレット市民劇場共同管理費(1,375万7,920円)、市民会館敷地賃貸借契約(776万1,900円)、大ホール・中ホール冷房機器賃借(1,669万5,000円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、三点吊マイク装置修繕(66万6,750円)、客席椅子補修他3件(94万3,950円)、那覇市民会館落下物防止対策工事(603万7,500円)、那覇市民会館防護ネット取付け(116万8,755円)、屋上レンガタイル庇笠木部分補修及び防水(75万6,000円)等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

パレット市民劇場(行政財産 土地318.26㎡、建物1,556.58㎡)、那覇市民会館(行政財産 建物7,170.74㎡)について、公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 基金について

文化振興基金として平成19年11月末現在8,434万5,108円である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月16日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、「6指摘事項等」で述べたこと以外は、お

おむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 支出負担行為の合議について(注意事項)

「なは市民芸術展実施委託(契約額 66 万円)」「太鼓フェスティバル公演委託(148 万 2,814 円)」の両事業は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号で随意契約し予算執行しているが、那覇市予算決算規則第 24 条別表第 3 に基づき財務部財政課長に合議しなければならないので、今後の事業執行に当たっては規則を遵守されたい。

(2) 備品管理について(留意事項)

那覇市民会館会議室やパレット市民劇場で使用する備品の中には、備品登録シールが貼付されてない物がある。所属長は備品の登録・整理を義務付けられているので、那覇市物品会計規則を遵守し適切な備品管理に努められたい。

歴史博物館

1 職員の配置状況

歴史博物館の職員の配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、学芸員主任 1 人の計 5 人である。その他、非常勤職員 4 人、臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

歴史博物館は、市史に関すること、歴史資料の編集に関すること、那覇市歴史博物館に関すること、史料文書の収集及び管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県地域史協議会会費負担金(5,000 円)、沖縄県地域史協議会第 2 回研修会の出席負担金(3,000 円)、沖縄県博物館協会会費負担金(5,000 円)、沖縄県博物館協会研修会(2,000 円)、文化財修復学会会費(8,000 円)である。

(2) 資金前渡の取扱いについて

資金前渡による支払いは、沖縄県地域史協議会第 2 回研修会の旅費及び出席負担金(6 万 3,760 円)の他、旅費及び出席負担金等(17 万 8,050 円)である。

これらについて審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、美術工芸品の保存修理尚家関係資料等(784 万 7,210 円)、那覇市歴史博物館受付・観覧料等収納業務(441 万円)、那覇市歴史博物館警備業務委託その外 4 件(96 万 9,900 円)、「那覇市史 別巻(総牽引・市政年表)」の印刷製本及び CD 作成(249 万 9,000 円)、「おしゃれ・モダン王国の技」図録・ポスター、チラシ作品撮影などの制作委託(252 万円)等

である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料は、歴史博物館の共同管理費(530万5,022円)、賃借料は複写機賃借料(29万7,080円)、FAX賃借料(7万9,380円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、オートバイの点検修理(22,050円)である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

那覇市歴史博物館の土地・建物【行政財産。那覇市久茂地1-1-1パレットくもじ4階(土地:占有159.11㎡)(建物:占有810.48㎡)】、公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 無体財産権(著作権)について

那覇市史資料篇29件、那覇市史通史篇2件その他14件

(3) 物品について

物品(書籍含む)の出納及び保管等について、平成20年1月17日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、「6指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 補助金の歳入調定について(注意事項)

琉球王尚家伝来品保存修理事業補助金(国庫補助金640万円、県補助金26万1,000円)は、平成19年6月8日付けで国庫補助金、平成19年7月17日付けで県補助金の交付決定通知を受けたが、約5ヶ月後の平成20年1月15日に遡って調定している。事業執行に当たっては那覇市会計規則第20条(調定)に基づき、適切な予算執行に努められたい。

(2) 備品管理について(留意事項)

備品の中には備品登録シールが貼付されていない物、旧所属課名登録シールが貼付された物がある。所属長は備品の登録・整理を義務付けられているので、那覇市物品会計規則を遵守し適切な備品管理に努められたい。

出納室

1 職員の配置状況

出納室の職員配置状況は、参事兼室長1人、副参事1人、主査3人、主任主事7人、主事1人、計13人である。その他、臨時職員2人である。

2 主な所掌事務

出納室は、現金の出納、現金及び財産の記録管理、決算の調製、公印の保管、支出負担行為の確認及び収入、支出その他の命令書等の審査、出納職員等、指定

金融機関等、室の予算、文書等に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金支出は、沖縄県都市収入役・会計管理者会年間負担金(3,000円)である。

(2) 資金前渡の取扱いについて

資金前渡による支払いは、沖縄県都市収入役・会計管理者会年間負担金及び公金総合保険料である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、那覇市歳入金の納付済通知書等による歳入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収録する業務(600万円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、複写機賃貸借料(49万5,108円)、タクシー使用料(2万120円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品管理について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月15日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

上下水道局

総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹1人、主幹兼係長1人、係長2人、主査1人、技査1人、主任主事4人、主事5人の計17人である。

2 主な所掌事務

総務課は、文書及び公印、秘書・儀式及び交際、部内各課に関連する事務の総合調整、広報、職員の任免・服務その他身分、職員の勤務条件、給与・報酬・費用弁償、職員の出張・研修・福利厚生及び労務管理、庁舎の管理、車両の管理、貯蔵品の出納保管、財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括、不用品の処分、情報公開及び個人情報保護、条例・規程等の制定及び解釈・運用、日本水道

協会及び日本下水道協会、部内他課に属しないことに関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、収入・支出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県水源基金(3,331万8,000円)、日本水道協会沖縄県支部(158万5,655円)、沖縄県治水協会(155万8,000円)、日本水道協会九州地方支部総会(11万2,000円)、日本水道協会水道技術者研修会(10万円)等への団体負担金及び出席負担金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、局長交際費、日本水道協会技術者ブロック別研修会、水道事業実務講習会の出席負担金等である。

概算払は、日本水道協会総会、日本水道協会九州地方支部技術研修会の参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、庁舎清掃業務委託(680万4,000円)、庁舎警備及び電話受付業務委託(652万500円)、庁舎空調設備保守点検業務委託(157万5,000円)、庁舎環境衛生業務委託(88万2,000円)、出退勤システムプログラム保守管理業務委託(63万円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、複写機賃借(183万9,291円)、営業用自動車共通チケット使用(45万1,480円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、庁舎太陽光発電パワーコンディショナ室換気扇設置(24万1,500円)、駐車場区画線工事(21万円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

土地は、上下水道局庁舎用地(12,184.77 m²)、旧導水管用地(4,378.70 m²)、水源保護用地(3,907.00 m²)等、建物は、上下水道局庁舎A棟及びE棟(4,636.62 m²)、上下水道局庁舎B棟(1,269.98 m²)、旧集中監視センター(257.48 m²)となっている。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 支出予算の計上について(注意事項)

みずの資料館映像資料更新業務委託料(240万円)及び同資料館保守費用(111万円)を当初予算に計上しているが、映像資料の更新については大幅な資料の更新がないこと、保守費用については同資料館が新しいこと及び契約内容を見直す必要があることから今年度の執行を取り止め、12月議会において減額補正している。

また、庁舎空調設備保守点検業務、昇降機保守点検業務については、故障時の対応は庁舎新築時の請負者による1年間のかし担保で対応が可能のため、年度当初に契約する予定が年度中途からの契約となり、差額分を減額補正(348万1,000円)している。

上下水道局予算編成方針に「支出は事業等の目的をはっきりと掌握し、さらに費用対効果について十分検討し必要最小限度にとどめることを原則とする事」と示されているとおり、事業内容を十分に検証するよう注意されたい。

(2) 研修費の精算漏れ及び給料計算の過誤について(注意事項)

過年度損益修正損の予算流用(55万1,000円)の理由として、研修費の精算漏れ及び給料計算の過誤があったためとのことであった。

研修の精算漏れについては、未精算の書類を処理済ファイルに入れてしまい、決算時のチェックにおいても漏れてしまったことによるものである。

また、給料計算の過誤については、平成17年度の職務給見直しに伴う給料再計算の際に、誤った号給に決定された職員がいたことによるものである。

旅費事務や給与事務については事務処理ミスを防ぐ体制を構築し、適切な支出事務を行うよう注意されたい。

企画経営課

1 職員の配置状況

企画経営課の職員配置状況は、参事兼課長1人、副参事1人、主幹兼係長1人、係長1人、主査3人、技査1人、主任主事1人、主事1の計10人である。

2 主な所掌事務

企画経営課は、経営基本計画の策定及び基本的な事業の総合調整に関する事、水道事業の変更認可申請に関する事、事務事業の改善に関する事、統計に関する事、職員定数、組織及び事務分掌に関する事、特命事項に関する事、料金制度に関する事、電子計算業務に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

支出の予算執行状況については、支出負担行為書、支出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 保守管理委託契約について

保守管理契約は、RICOH Ispo NX720 及び NX750 年間保守委託(82万9,080円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、タクシー賃借料(1万2,050円)である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、ファイルサーバー修理代(5万4,810円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

財政課

1 職員の配置状況

財政課の職員配置状況は、課長1人、副参事兼係長1人、主査3人、主任主事3人、主事1人の計9人である。

2 主な所掌事務

財政課は、財政計画の策定、予算編成及び執行管理、企業債、決算の調製及び業務状況の公表、経営の分析、会計伝票・証ひょう及び添付書類の審査・保管、現金・有価証券及び貯蔵品の出納保管、一時借入金・資金計画及び資金の運用、出納金融機関及び収納取扱金融機関、消費税に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、収入・支出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、上水道事業への共通経費負担金(1億2,850万2,600円)である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

概算払による支払いは、消費税及び地方消費税である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、警備輸送ならびにこれに関する業務委託(126万円)、下水道事業財務会計システム保守管理業務委託(77万7,000円)、水道事業財務会計システム保守管理業務委託(50万4,000円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料の契約は、営業用自動車共通チケット使用(3万8,840円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月15日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認め

た。

料金課

1 職員の配置状況

料金課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、係長 4 人、主査 2 人、主任主事 19 人、主事 4 人の計 32 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 4 人である。

2 主な所掌事務

料金課は、給水契約申込みの受付等、使用水量の計量、水道料金等の調定、使用水量及び用途の認定、水道料金等の収納、給水装置の開閉及び廃止、水道料金の滞納整理、下水道使用料の受託、下水道使用料の計量、下水道使用料の認定、下水道使用量及び用途の認定、下水道使用料等の収納、下水道使用料の滞納整理、再生水利用申請、再生水利用量の計量、再生水利用料の調定、再生水利用料の認定、再生水利用料等の収納に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算の執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金支出は、那覇地区公益事業暴力団追放連絡協議会負担金 (2 万円) である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、水道料金の過誤納金の還付資金等である。これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、水道料金等コンビニ収納代行業務委託 (466 万 7,038 円)、料金調定システム保守委託 (223 万 6,500 円)、水道メーター検針業務委託 (2,098 万 7,376 円)、窓口収納業務委託 (775 万 9,500 円)、水道メーター開閉栓等業務委託 (2 件、1,872 万 186 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、タクシー賃借料 (2 万 4,300 円) の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車検整備代 (8 万 177 円) の契約である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 1 月 16 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、「6 指摘事項等」で述べた以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

備品台帳の整備について (留意事項)

備品台帳に、那覇市上下水道局備品管理規程に基づく台帳の整備がされていない(「単価」及び「金額」の欄への記載漏れ)ものが多く見受けられたので、早期に整備されたい。

契約検査課

1 職員の配置状況

契約検査課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、係長 2 人、主査 2 人、技査 2 人、主任主事 1 人の計 9 人である。

2 主な所掌事務

契約検査課は、工事の請負・業務の委託・貯蔵品等の調達に係る契約及び検収、工事及び工事に用資機材等の検査に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、収入・支出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、電子入札コアシステムアウトソーシングサービス基本初期作業(40万2,500円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、電子入札コアシステムアウトソーシングサービス契約(21万円)等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、車両修繕(4万8,415円)の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

管理課

1 職員の配置状況

管理課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、副参事兼係長 1 人、主幹兼係長 1 人、係長 3 人、技査 1 人、主任主事 4 人、主事 1 人、主任技師 12 人、技師 3 人、技工長 3 人、技工 5 人の計 36 人である。その他臨時職員 1 人、非常勤職員 1 人である。

2 主な所掌事務

管理課は、給水管、送水管、配水管及びこれらの機能を維持管理するための調査設計及び施工監理に関する事、管理図面の作成及び原図管理に関する事、漏水防止の計画及び実施に関する事、給水管、送水管、配水管及びこれらの附

属設備の修繕に関すること等を所掌している。

3 予算の執行状況

収入及び支出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別収入・支出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金について

負担金の支出は、無線技師資格取得講習会(2万5,200円)の負担金である。これについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、マッピングシステムソフトウェア保守委託(136万800円)、Web 施設管理システム更新及び料金調定システム連動プログラム構築業務委託(414万7,500円)、管路更新計画作成業務(493万5,000円)、漏水調査業務委託(714万円)等の委託契約である。

(2) 修繕費の契約について

第1目配水費第20節修繕費の契約は、細節配水管維持管理工事(補修)は6件789万2,850円、細節配水管維持管理工事(管理)は8件3,331万7,550円である。

第2目給水費第20節修繕費の契約は、細節給水管維持管理工事(管理)は、12件534万7,650円、細節代用管工事は6件331万3,800円、細節鉛給水管取替工事は15件2億2,734万8,100円及び細節給水管維持管理工事(補修)6件8,644万1,250円、さらに細節アスファルト路面復旧工事949万5,150円である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

配水課

1 職員の配置状況

配水課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、係長2人、技査2人、主任技師5人、技師1人の計12人である。その他、非常勤職員1人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

配水課は、配水の調査・計画及びバルブ操作、受水、電気設備の保安、配水ポンプ場及び配水池の維持管理、水質試験及び水質検査、水質検査の記録・統計及び報告、試験用薬品の管理及び使用に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

支出並びに資本的支出の予算執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、「6指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、上水道施設監視システム保守管理業務(468万1,950円)、電磁流量計・水位計・テレメーター装置保守点検業務(420万円)、上水道施設監視センター業務(2,100万円)、石嶺・垣花ポンプ場・豊見城配水池貯水槽清掃業務(309万7,500円)、水質検査業務(588万円)等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、新川配水池(376万1,185円)、上間調整池(2万8,689円)の土地賃借料の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、石嶺ポンプ場給排気ファンベルト取替(4万6,032円)、安里配水池4施設水位計・地震計バッテリー取替え(139万6,500円)、石嶺ポンプ場及び安里配水池機器取替修理(19万6,455円)、安里配水池緊急遮断弁駆動部分解整備(40万5,195円)、泊配水池電磁流量計変換器修理他9件(129万8,640円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地については、豊見城配水地(占有2,438㎡、貸付11㎡)、上識名配水地(589,91㎡)、赤嶺配水地(4,089㎡)、真地配水地(2,344㎡)、安里配水地(占有1万997㎡、貸付1,356.73㎡)、泊配水地(占有8,942.27㎡、貸付1,356.73㎡)となっている。

建物については、垣花ポンプ場(610.04㎡)、豊見城ポンプ場(998.59㎡)、石嶺ポンプ場(815.72㎡)となっている。

これらについては、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、「6指摘事項等(2)」で述べた以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等について

(1) 予算(歳出)計上について(注意事項)

支出執行状況表15節の通信費について、1ヶ月分の見積書を1年分と思いつき込み予算計上している。適正な見積額を調査・積算したうえで、適正な措置をされたい。

(2) 備品台帳の整備について(留意事項)

備品台帳に、那覇市上下水道局備品管理規程に基づく台帳の整備がされていない(「単価」及び「金額」の欄への記載漏れ)ものが多く見受けられたので、早期に整備されたい。

工務課

1 職員の配置状況

工務課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、副参事兼係長1人、係長1

人、技査 2 人、主任技師 5 人、主任主事 1 人、技師 3 人の計 15 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

工務課は、中短期計画及び調整に関すること、工事の設計基準に関すること課内の庶務に関すること、水道施設の拡張改良の設計及び施工管理、工事の精算に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

資本的収入及び支出、収益的支出の予算執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、前田調整池系統第 2 次配水幹線布設工事(6,287 万 4,000 円)小禄金城地内第 1 次配水幹線布設工事(その 1)(5,145 万円)石嶺線第 2 次配水管布設替工事(4,021 万 5,000 円)豊見城ポンプ場機械設備更新工事(2 億 317 万 5,000 円)豊見城ポンプ場配水池電気計装設備更新工事(1 億 7,583 万 900 円)小禄金城地内第 2 次配水幹線布設工事設計業務委託(914 万 5,500 円)国道 329 号配水幹線布設替工事設計業務委託(1,032 万 1,500 円)上識名配水池建設工事設計業務委託(1,176 万円)豊見城ポンプ場・配水池電気計装機械設備更新工事施工監理業務委託(924 万円)等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、複写機賃貸借(9 万 9,000 円)他 2 件の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、車検整備(15 号車)(15 万 117 円)識名地内地すべり対策工事(1,984 万 5,000 円)の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 1 月 17 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

下水道課

1 職員の配置状況

下水道課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、係長 4 人、技査 3 人、主任主事 1 人、主任技師 17 人、技師 4 人の計 32 人である。その他臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

下水道課は、下水道汚水施設の維持管理、下水道の災害復旧、下水道(雨水、汚水)の管理総括、河川の協議、下水道敷の占用許可等、流域関連公共下水道水量及び水質調査、下水道施設管理上の調整及び指導等、下水道の事業計画及び許

可申請、下水道の設計及び施工監理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算の執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、公共下水道維持管理業務委託(2件、5,034万7,500円)、公共下水道台帳作成業務委託(976万5,000円)、汚水ポンプ場保守点検業務委託(955万5,000円)、那覇市流域関連公共下水道事業再評価委託業務(1,155万円)、公共下水道カメラ調査業務委託(3件、5,391万7,500円)等である。

(2) 工事及び設計委託等の契約について

工事及び設計委託等の契約は、し尿等下水道放流施設建設工事(1億1,253万9,000円)、4工区古波蔵地内公共下水道工事(1億2,285万円)、5工区古波蔵地内公共下水道工事(6,349万3,500円)、10工区小禄地内公共下水道工事(9,500万円)、16工区小禄地内公共下水道工事(1億1,613万円)等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、パーソナルコンピュータ賃借(3件、318万3,600円)、複写機賃借(38万9,166円)、業務用自動車の賃貸借(2件、112万2,660円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、国道332号公共下水道移設工事(その2)(2,022万3,000円)、2工区公共下水道修繕工事(1,097万2,500円)、1工区公共下水道修繕工事(758万7,216円)、国道329号人孔、柵調整工事(その2)(601万5,450円)、久茂地前島線人孔、柵調整工事(その1)(354万9,000円)等である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、赤嶺汚水中継ポンプ場用地(2筆、1,260.01 m²)、具志汚水中継ポンプ場用地(1,300.34 m²)、雨水ポンプ場計画地(2筆、420.34 m²)である。

建物は、赤嶺汚水中継ポンプ場(270.56 m²)、具志汚水中継ポンプ場(450.16 m²)、具志汚水中継ポンプ場倉庫(36.45 m²)、下水道汚泥中間処理場(862.83 m²)、国場汚水中継ポンプ場(506.09 m²)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関係台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

給排水設備課

1 職員の配置状況

給排水設備課の職員配置状況は、課長 1 人、係長 2 人、主査 2 人、主任主事 3 人、主事 1 人、主任技師 8 人の計 17 人である。その他、非常勤職員 3 人である。

2 主な所掌事務

給排水設備課は、給水装置、指定給水装置工事事業者、下水道使用の開始受付、排水設備工事、排水設備指定工事店及び責任技術者、特定事業場から下水道に排除される下水の水質管理、下水道の供用開始、下水道接続の普及指導、水洗便所改造等の補助及び資金貸付け、再生水利用申請の受け付けに関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

負担金、補助及び交付金について

補助金支出は、水洗便所改造等設置補助金である。

これについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、事業場排水の水質分析委託 (304 万 5,000 円)、再生水利用下水道事業水質検査業務委託 (30 万 4,500 円)、量水器取替業務委託 (221 万 2,471 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、タクシー賃借料 (2 件、56 万 2,070 円) の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 1 月 15 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、「6 指摘事項等」で述べた以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

備品台帳の整備について (留意事項)

備品台帳に、那覇市上下水道局備品管理規程に基づく台帳の整備がされていない (「単価」及び「金額」の欄への記載漏れ) ものが多く見受けられたので、早期に整備されたい。

市立病院

管理課

1 職員の配置状況

管理課の職員配置状況は、次長兼課長 1 人、副参事兼係長 1 人、係長 2 人、主査 3 人、主任主事 2 人、主事 5 人、技師 1 人の計 15 人である。その他、非常勤職員 10 人、臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

管理課は、職員の任免・分限・懲戒・表彰・服務その他身分、職員の勤務条件、給与・報酬・費用弁償等、病院及び付属施設、設備等の維持管理及び補修、財産の取得、管理及び処分、物品の出納及び保管等、他課に属しない事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、看護研修学校授業料・実習料・入学金(75万円)、全国自治体病院協議会会費(31万4,100円)、日本病院薬剤師会がん専門薬剤師研究会(10万円)、全日本病院協会費(9万6,000円)、日本産婦人科医会沖縄県支部会費(6万9,000円)等である。

(2) 賠償金について

賠償金は、医療紛争事件が発生したので、弁護士に対する金銭補償である。

(3) 資金前渡、概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、麻酔施用者免許申請手数料、遺体解剖謝礼金、日本医学会等各専門部門の学会参加費、看護師実習指導者講習会、研修医及び看護師採用面接審査面接官弁当等の手数料、交際費、謝金等である。

概算払による支払いは、日本医学会等各専門部門の学会、認定看護師認定審査、全国がん診療病院連絡会、全国自治体病院協議会九州地方会議、独立行政法人化国ヒアリング、病院原価計算セミナー等の参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、病院施設管理業務(5,759万4,600円)、清掃業務(5,663万7,000円)、保清業務(4,892万294円)、警備業務(2,346万7,500円)、臨床検査業務(2,641万2,699円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事委託契約は、那覇市立病院手術室増設工事(建築)(5,575万5,000円)、那覇市立病院手術室増設工事(設備)(4,007万3,250円)である。

設計委託契約は、那覇市立病院手術室増設工事实施設計(310万8,000円)、那覇市立病院手術室増設工事業務(工事監理)(289万8,000円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料は、磁気共鳴画像診断装置賃借(2,997万1,620円)、臨床検査機器

賃借 (2,731 万 7,000 円) 白衣賃貸借 (1,608 万 3,900 円) 寝具類一式賃貸借 (673 万 9,990 円) 電話交換機賃借 (368 万 5,500 円) 等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、中央監視装置定期一式交換 (128 万 5,000 円) 消防用設備改修工事 (119 万 7,000 円) 1 階検査部空調タクト清掃・エアーフィルタ－取替 (128 万 1,000 円) 北館旧伝染病棟給湯官修繕工事 (120 万 8,550 円) 本館高圧受変電機器取替 (106 万 6,800 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 1 月 16 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

医事課

1 職員の配置状況

医事課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事兼係長 1 人、主査 2 人、主任看護師 2 人、主事 2 人の計 8 人である。その他、非常勤職員 8 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

医事課は、医療事務、患者の対応、診療報酬、診療収入の算定、請求、調定及び収納、医事に係る報告、届出及び諸証明交付、医事統計、診療録の管理、人間ドック、検診業務等、急病センター、その他医事に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 未収金について

未収金は、医療費自己負担金 (3 億 1,890 万 5,167 円) である。

(2) 負担金について

負担金の支出は、特定健診実施者研修 (6 万円)、日本医療社会事業学会 (1 万 8,000 円) 日本医療社会事業先進病院視察 (1 万 8,000 円) 特定健診研修 (1 万円) 沖縄診療情報管理研究施設会費 (1 万円) 等である。

(3) 資金前渡、概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、厚生労働省独法ヒアリング、日本医療社会事業学会、九州診療録管理研究会、全国自治体病院協議会、保健指導実務者研修コース等の出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、医事業務 (1 億 1,973 万 7,850 円) 患者給食業務 (1 億 1,785 万 4,575 円) 診療情報管理及び受付業務 (6,818 万 814 円)、医業未収

金管理・回収業務(1,104万8,070円)、医業未収金回収業務(40万13円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約については、患者用保温食器等(408万5,130円)、おきでんふれあいホールの賃借料の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

自己負担分の未収金について(努力事項)

患者にかかる自己負担金の未収金は、平成19年11月30日現在、3億1,890万5,167円で、その内、過年度分は2億4,870万5,858円である。

未収金回収・管理業務については、平成12年度から医療費制度を熟知している専門の業者に委託し、医事課内に常駐して、日常的に患者の支払相談、指導等を行う他に、電話や文書による支払督促や直接自宅等における訪問徴収等で一定の成果をあげている。

また、未収金発生を防止するには、早期回収等が不可欠であるとのことで、現年度の回収を重点的にシフトした結果、改善が図られたが、他方、過年度における滞納分については、何度も電話や文書による督促や訪問等をして、回収困難なケースが増えている。

そこで、平成19年度から、あらたな回収専門業者に過年度分の非常に回収困難なケース6,823万6,931円を委託し回収に努めその実績は、146万918円(2.15%)である。

しかし、未収金が多額である事から、今後も引き続き早期回収に努められたい。

財務課

1 職員の配置状況

財務課の職員配置状況は、課長1人、係長1人、主事2人、計4人である。

2 主な所掌事務

財務課は、予算及び決算、補助金、企業債及び一時借入金、財政計画、現金及び有価証券の出納及び保管、その他経理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算執行状況について、収入調定伺、執行伺書、支出伺書、支出負担行為書及び予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 調定事務について

収益的収入のその他医業収益(他会計負担金)、医業外収益(受取利息及び配当金、他会計補助金)及び資本的収入の出資金(出資金)である。

(2) 概算払の取扱い状況について

概算払による支払は、独立行政法人移行総務省ヒアリング、独立行政法人移行先進地視察及び第 10 回病院原価計算セミナー参加旅費である。

これらについて、収入調定伺、納付書兼調定票及び予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

業務委託契約状況について

業務委託契約は、那覇市病院事業売上金集金業務及び両替金配金業務(144万9,000円)、那覇市病院事業集配業務(63万円)である。

これについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、病院用地2万5,188.22㎡である。

建物は、病院本館3万2,150.11㎡、看護師宿舎2,131.61㎡及び院内保育所208.92㎡である。

(2) 有価証券について

有価証券は、大阪府公募債(購入総額2億9,729万7,000円、償還総額3億円)、神戸市公債(購入総額1億9,978万円、償還総額2億円)である。

(3) その他について

その他は、電話加入権(241万3,600円)である。

(4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

企画課

1 職員の配置状況

企画課の職員の配置状況は、課長1人、副参事2人、主幹1人、主査2人、主任主事1人、主事1人の計8人である。配置人数中、副参事1人と主査1人は、平成19年度4月1日から1年間、地方独立行政法人移行作業専任として過員配置。その他、職員は、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

企画課は、地方独立行政法人移行に関する事、病院業務の総合計画に関する事、事務改善に関する事、病院機能評価に関する事、広報に関する事、統計及び調査に関する事、医療情報システムの開発及び機器の保守管理に関する事、医療情報システムに関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出の予算執行状況について、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 負担金について

負担金の支出は、研修出席負担金として病院機能改善支援セミナー(5,000

円)・電算研修(データベース研修オラクル1)(4万円) 電算研修(データベース研修オラクル2)(3万円) 電算研修(ネットワーク研修)(4万5,000円) 特定健診・特定保健指導制度説明会(5,000円)である。

(2) 概算払の取扱いについて

概算払は、旅費で、電子カルテ・ユーザー会総会出席旅費(4,120円) 地方独立行政法人移行国ヒアリング旅費(6万540円) 病院機能改善支援セミナー参加旅費(6万6,370円) 地方独立行政法人移行先進地調査旅費(9万1,200円) 地方独立行政法人移行先進地調査旅費(9万2,700円) 特定健診制度説明会参加旅費(6万2,600円)である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、新医療情報システム運用支援業務委託料(4,674万6,000円) 旧医療情報システムサーバ機保守料(252万円) 電子カルテ・パッケージソフト保守料(516万6,000円) カルテ保存システム(ファイリング)保守料(204万9,636円) 画像システム保守料(1,696万6,404円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料契約は、病院経営サポートシステム「ヒラソル」使用契約(67万3,050円)で、賃借契約は、新医療システム賃借料(14年度分端末)(30万300円) 新医療システム賃借料(14年度分選択食)(16万3,275円) 新臨床検査システム賃借料(669万600円) 新検診システム賃借料(217万3,500円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、検査室LAN工事外2件(59万7,240円)である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

監査委員事務局

1 職員の配置状況

監査委員事務局の職員配置状況は、事務局長1人、副参事7人、計8人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

監査委員事務局は、監査に関する基礎資料の収集整理、監査事務の企画運営、公文書の公開又は非公開、人事、公印の監守、例規の制定改廃、物品の出納保管及びその他事務局の庶務に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金補助及び交付金について

負担金支出は、全国都市監査委員会会費 (10 万 6,000 円) 九州各市監査委員会会費 (3 万 6,000 円) 沖縄県都市監査委員会負担金 (5,000 円) 西日本都市監査事務研修会会員都市負担金 (3,000 円) 及びNOMA行政管理講座他 3 件出席負担金 (6 万 8,400 円) である。

(2) 資金前渡、概算払の取扱いについて

資金前渡による主な支払いは、監査委員費用弁償、西日本都市監査事務研修会出張旅費 (航空運賃) 全国都市監査委員会事務研修会旅費 (航空運賃及び宿泊料) 代表監査委員通勤用モノレール定期券代、NOMA行政管理講座出席負担金である。

概算払は、沖縄県都市監査事務局長会定期総会及び監査委員会定期総会、NOMA行政管理講座、全国都市監査委員会事務研修会及び西日本都市監査事務研修出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、工事技術調査業務 (36 万 1,790 円) である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、複写機賃貸借料 (25 万 8,965 円) タクシー使用料 (2 万 7,860 円) NHK受信料 (1 万 3,280 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 1 月 17 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。